

別冊3

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書(補正)  
(特定小売供給約款)

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則4（ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）に定める割引上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	66.00	6.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	170.71	15.52
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	294.09	26.74
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	540.91	49.17
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	787.70	71.61
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,281.28	116.48
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,281.28	116.48
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	463.29	42.12
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	859.60	78.15
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	859.60	78.15

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	640.75	58.25
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40.07	3.64
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45.61	4.15
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47.59	4.33
臨時電灯 A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	16.99	1.54
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	33.99	3.09
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	33.99	3.09
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	339.90	30.90
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	339.90	30.90
臨時電灯 B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	787.47	71.59
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	52.34	4.76

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	159.28	14.48
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	276.50	25.14
40ワットまでの1灯につき	510.99	46.45
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	745.48	67.77
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,214.46	110.41
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで	1,214.46	110.41
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	426.88	38.81
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	799.65	72.70
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	799.65	72.70
公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	640.75	58.25
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	40.07	3.64
業務用電力 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,964.60	178.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	32.74	2.98
その他季料金	31.25	2.84
低圧電力 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,392.37	126.58
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	31.99	2.91
その他季料金	30.60	2.78

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,838.10  30.81 29.49	 167.10  2.80 2.68
高圧電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 2,239.60  29.82 28.59	 203.60  2.71 2.60
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 23（臨時電力）（1）イに該当する 場合 低圧で電気の供給を受ける場合 夏季料金 その他季料金 高圧で電気の供給を受ける場合 契約電力が500キロワット未満 の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500キロワット以上 の場合 夏季料金 その他季料金 23（臨時電力）（1）ロに該当する 場合 夏季料金 その他季料金	 302.50    38.39 36.72  36.97 35.39  35.79 34.31  39.28 37.50	 27.50    3.49 3.34  3.36 3.22  3.25 3.12  3.57 3.41

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	952.37	86.58
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,282.60	116.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	28.97	2.63
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	28.34	2.58
自家発補給電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	36.01	3.27
その他季料金	34.38	3.13
b a以外の場合		
夏季料金	45.01	4.09
その他季料金	42.97	3.91
自家発補給電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	33.89	3.08
その他季料金	32.44	2.95
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	32.80	2.98
その他季料金	31.45	2.86
b a以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	42.37	3.85
その他季料金	40.55	3.69
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	41.00	3.73
その他季料金	39.31	3.57

(2) 附則4（ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）に定める割引上限額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
割引上限額 1 契約につき	550.00	50.00

## (3) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

(4) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.102	0.009
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.206	0.019
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.410	0.037
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.616	0.056
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1.026	0.093
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1.026	0.093
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.306	0.028
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.613	0.056
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	0.613	0.056

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.008	0.001
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.017	0.002
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.017	0.002
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.165	0.015
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.165	0.015
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.173	0.016
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	0.264	0.024
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.026	0.002
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.026	0.002

以上